

営 業 許 可 書

7 指令中保管 第 1-1200 号

住所 愛知県豊田市松ヶ枝町三丁目 30 番地

氏名 ホームックス株式会社 様

令和 7 年 9 月 25 日申請のあった **飲食店営業** の許可

の申請については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条の規定により、
次のとおり許可します。

令和 7 年 9 月 30 日

名古屋市保健所長

小嶋 雅代



1 施設の所在地 名古屋市中区丸の内二丁目 20 番 19 号
名古屋東京海上日動ビル 1F

2 施設の名称、 プロント 名古屋丸の内店
屋号又は商号

3 許可の条件

有効期間 令和 7 年 10 月 21 日から

令和 13 年 10 月 20 日まで

その他

- 教示 1 この許可について不服があるときは、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、許可があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この許可について不服があるときは、この許可があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。